

ふれあい花壇実施要領

1 趣旨

この要領は、グリーンシティ21推進事業に基づくふれあい花壇の実施について必要な事項を定める。

2 ふれあい花壇

ふれあい花壇（以下「花壇」という。）とは、市の管理する公共用地のうち管理上支障のない場所で、3の規定により業務を委託する場所をいう。

3 業務の委託

市は、花壇の緑づくり（花を植栽し、又は維持することをいう。）に関する業務を、ふれあい花壇協定書により委託とするものとする。

4 申込み

3の業務を受託しようとする者（以下「申込者」という。）はあらかじめ市にふれあい花壇申込書により、申し込まなければならない。

5 委託期間

業務の委託期間は、1年とする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに、市又は申込者から何ら意思表示のないときは、委託期間は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

6 活動報告

申込者は、必要によりふれあい花壇活動実績報告書を市に提出することができる。

7 報告確認

市は、6のふれあい花壇活動実績報告書の提出があった場合において、内容を確認し、適正に活動したことを認めたときは、当該確認を終えたふれあい花壇活動報告書の写しを推進団体に交付するものとする。

8 廃止

申込者は、3の業務を廃止しようとするときは、ふれあい花壇廃止届を市に提出するものとする。

9 解除

市は、花壇を公用若しくは公共の用に供する必要が生じたとき又は特に必要と認めたときは、委託を解除できる。

10 協議

市又は申込者が花壇の場所、規模等を変更し、申込者が8に規定する廃止をし、又は市が3に規定する委託を解除しようとする場合は、あらかじめ市及び申込者で協議しなければならない。

付 則

この要領は、平成10年2月10日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。